

ブリーフィング・メモ

イラン核開発問題の行方 —経済制裁の実効性について—

研究部第5研究室主任研究官 小塚郁也

はじめに

イラン核開発問題の発端は、2002年8月、反体制組織であるイラン国民抵抗評議会(NCRI)が、イランが国際原子力機関(以下、IAEA)に申告せずにウラン濃縮施設及び重水製造工場を建設していたことを暴露したことにある。

イランは、核不拡散条約(以下、NPT)加盟国であり、IAEAの査察を受ける義務を負っている。このことから、イランが進めていた秘密裡の核開発計画の存在は、米国から核兵器製造の意図があるとの疑いをかけられたのである。これに対して、イラン政府は、自国の核開発は原子力の平和利用(すなわち原発燃料の製造)を目的とする計画であり、NPT4条で非核兵器国に当然認められた権利であると、現在まで主張している。

1 国連安保理の経済制裁決議採択に至るまでの経過

問題の発覚後、イランとの交渉の窓口は、英仏独のEU3カ国(以下、EU3)が担うことになった。米国と異なり、EU3は、イランとの経済的な関係の維持を重視している。そのため、EU3は、イランに対して経済協力等の見返りを与えることを申し出ることによって、イランにウラン濃縮活動を停止させようと説得を試みた。

その結果、2003年10月のテヘラン合意、2004年11月のパリ合意が、EU3とイランとの間でそれぞれ締結され、イランは自発的にウラン濃縮関連活動を停止することを約束したのである。

しかし、2005年8月、イランの新大統領として保守強硬派のアフマディネジャド前テヘラン市長が就任すると、イランは核開発問題における交渉で、それまで見られた瀬戸際政策から一変して、妥協を拒否する強硬姿勢を取るようになった。アフマディネジャド大統領は、2006年1月に核開発の研究再開を宣言し、IAEAによってなされた施設の封印を破棄した。IAEA緊急理事会は、2月、イラン核開発問題の国連安保理付託決議を採択した。

5月、国連安保理では、ウラン濃縮活動を止めようとしめないイランに対する国連憲章7章に基づく経済制裁決議案が審議された。武器輸出やブシェールの原発建設でイランと密接なつながりを持つロシアと、石油供給国としてのイランとの関係を重視する中国は、英仏両国が提出した制裁決議案に反対し、対イラン制裁措置の早期実施を主張する米国

と対立した。

米中露とEU3の6カ国は、6月、制裁よりもまずイランとの外交交渉を優先することで歩み寄り、イランに対してウラン濃縮を停止した場合の見返りを示す、いわゆる「包括見返り案」を提示した。

この「包括見返り案」では、イランに対して、ウラン濃縮の前段階である六フッ化ウラン製造のためのウラン転換作業を認めるとともに、イランのWTO加盟支援、合併事業による軽水炉建設、航空機や関連部品の対イラン輸出解禁等が示された。ただし、イランがこの見返り案を拒否した場合、イラン指導部の海外渡航禁止や、イランの在外資産凍結等の経済制裁を実施することも同案の内容に含まれていたのである。

アフマディネジャド大統領は8月22日を回答期限として「包括見返り案」を子細に検討すると6カ国に回答した。このイランの態度は、時間稼ぎと取られても仕方がないのであった。早期回答を期待していた6カ国を含む安保理は、7月31日、イランに対し8月31日を期限とするウラン濃縮停止を求め、不服従の場合の新たな経済制裁決議採択を警告する、安保理決議1696号を採択した。結局、8月22日のイランの回答は、制裁の可能性の排除やIAEAへの協議差し戻し等を要求する不十分な内容にとどまり、イランのウラン濃縮活動は引き続き継続された。

事態の解決に向けた2006年秋冬にかけての安保理での協議の結果、12月23日、イランに対する非軍事的制裁措置の実施を加盟国に義務づける、安保理決議1737号が全会一致で採択された。その後、2007年2月21日にエルバラダイIAEA事務局長によって、イランが同決議を遵守していない旨の安保理報告がなされた結果、3月24日、イランに対する追加制裁措置の実施を規定した、新たな安保理決議1747号が採択されるに至った。

2 安保理決議1737号及び1747号が規定する対イラン経済制裁の概要

(1) 決議1737号¹

同決議は、イランに対し、拡散上機微な核活動（すなわち、濃縮関連・再処理活動、重水関連計画）の停止、及び、IAEAに対する協力を要求した。同時に、国連加盟国に対し、以下の諸措置の実施を義務付け、あるいは、要請したのである。

①イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に、

- ・ 寄与しうる品目等の供給・販売・移転の防止、
- ・ 寄与しうる品目等に関連する技術支援、訓練等の提供防止、金融資産の移転防止、
- ・ 関与する12個人の入国・通過の制裁委員会への通知、
- ・ 関与する12団体・12個人の資産凍結等、を義務付け。
- ・ 関与する個人の入国・通過の監視、
- ・ 関連するイラン国民に対する専門的教育の監視及び防止等、を要請。

②イランからの核・ミサイル関連品目等の調達禁止を義務付け。

そして、60日以内に同決議に基づいてとった措置について制裁委員会に報告すること。

(2) 決議 1747 号²

同決議は、イランに対し、IAEA 理事会決議、及び、安保理決議 1737 号で義務付けられている措置の遅滞無き履行を要求した。同時に、国連加盟国に対し、以下の諸措置の実施を義務付け、あるいは、要請した。

- ・ 安保理決議 1737 の入国・通過を制裁委員会に通知する措置の対象に 15 個人を追加、
- ・ 安保理決議 1737 の資産凍結措置の対象に 13 団体・15 個人を追加、
- ・ イランからの武器及び関連物資の調達の禁止、等を義務付け。
- ・ イラン政府に対する政府間等の新規無償援助、資金援助、借款供与の停止等、を要請。

そして、60日以内に同決議に基づいてとった措置について制裁委員会に報告すること。

3 経済制裁の実効性

国連安保理が採択した、イランに対する 2 つの経済制裁決議の実効性は、果たしてあるのだろうか。

この点を考察するためには、まず第 1 に、2003 年のイラク戦争開戦以来の原油高によるオイルマネー流入で、イラン経済にどれほどの耐久力があるか、第 2 に、内戦状態に陥りつつある隣国イラクに対するイランの影響力が、イランの立場をどれほど強化するか、以上 2 点を分析する必要がある。

第 1 点については、イランは現在大幅な経常収支黒字を計上しており、外貨準備高も過去最高水準に達している³。また、イランはほぼ食糧を自給可能であることから、支援が途絶えると餓死者が出る北朝鮮とは大きく状況が異なっている。経済制裁が効きにくいのである。さらに、中東最大の自由貿易拠点であるドバイの最大の仕向地がイランであることから、イランはドバイ経由で必要な物資を入手することができる。

また、安保理決議による経済制裁措置をどこまで真摯に実行するかは加盟国の自主性に委ねられているため、ロシアや中国が対イラン制裁に乗り気でないことが、イランにとって有利に働く。

イラン経済にとっては、外貨準備高に影響を及ぼす米国の金融制裁が、最も実効性がある制裁となる。しかし、イランは、これを回避するため、貿易決済をドル建てからユーロ建て、円建てに移行させようとするだろう。

こうしたことから、イランは経済制裁に対して、かなりの耐久力を持っている。したがって、現時点での経済制裁措置の実効性はあまり期待できない。

第 2 点については、サウジアラビアやヨルダン、エジプト等スンナ派アラブ諸国が、最近のイラクに対するイランの影響力増大を見て強い警戒心を抱いている。サウジアラビアやヨルダンは、イランの影響力がイラクからシリア、レバノンを通じてパレスチナ

に及び、この地域に「シーア派三日月地帯」が形成されることを懸念しているのである。

実際に、2006年以來イラクの治安が一層不安定化し、米軍が増派されている状況では、イラクのシーア派に影響力を行使できるイランの立場が強まり、核問題をめぐる国際的孤立状態が薄まりつつあると言ってよい。

以上見てきたように、イランの国内経済に対しても、イランの国際的立場に対しても、現時点での経済制裁はさほど実効性を持たないと評価できるだろう。

¹ 経済産業省貿易経済協力局「対イラン経済制裁について」、平成19年4月5日、
<<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70409a02j.pdf>>

² 同上。

³ 原油価格は、2003年に1バレル30ドル前後だったが、毎年約10ドル上昇し、2006年はほぼ1バレル65ドルの高水準で推移した。イラン経済はこの状況下で潤っている。

本欄は、安全保障問題に関する読者の関心に応えると同時に、防衛研究所に対する理解を深めていただくために設けたものです。御承知のように『ブリーフィング』とは背景説明という意味を持ちますが、複雑な安全保障問題を見ていただく上で本欄が参考となれば幸いです。なお、本欄における見解は防衛研究所を代表するものではありません。

ブリーフィング・メモに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。ただし記事の無断引用はお断りします。

防衛研究所企画室

専用線：8-67-6522、6588

外線：03-3713-5912

FAX：03-3713-6149

E-mail：nidsnews@nids.go.jp

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.go.jp>